平成２９年（再イ）第２２号
千葉県印西市牧の原５丁目１番地11
再生債務者　花澤みどり（旧姓久木園）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第２５０号
新潟県五泉市三本木３－４－55
再生債務者　小西　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第４５号
川崎市多摩区栗谷３丁目10番７号
再生債務者　萬谷　由衣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月23日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再イ）第２８号
岐阜県羽島郡笠松町米野329番地の１
再生債務者　二宮　　寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日　岐阜地方裁判所

平成２９年（再イ）第６号
岩手県滝沢市大沢堰合39番地
再生債務者　大坪　義久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月23日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再イ）第２１号
仙台市宮城野区福室６丁目14番22号　リバーサイドビレッヂＴＫ参番館201
再生債務者　高橋　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月23日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第５３号
仙台市若林区六丁の目南町１番40号　ダイトーメイツ南町館303
再生債務者　前田　一樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月23日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1644番地の18
再生債務者　二木　圭介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（再イ）第２号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1644番地の18
再生債務者　二木　聡子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（再イ）第９４号
横浜市神奈川区神大寺１丁目３番６－407号
再生債務者　深水　千春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第４号
岡山県美作市中山1144番地１
再生債務者　中野　拓平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月23日　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（再イ）第１６３号
北海道石狩市花川南４条２丁目112番地
再生債務者　池田　高志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１６９号
札幌市豊平区西岡２条１丁目４番23－202号
再生債務者　松原　一彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日
札幌地方裁判所民事第４部

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 29 年阪神高速公告第 27 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年 11 月７日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

1．記Ⅰ〔1〕４⑾⑥に次のように加える。

ハ　特定更新等工事に伴う料金調整

ａ　割引を適用する自動車

阪神高速道路（ただし、記３⑶の区間のみを通行する場合を除く。）を通行するＥＴＣ車

ｂ　割引内容

記ａに定める自動車においては、最初に流入した阪神高速道路の入口等をＡ、特定更新等工事区間を迂回する経路の起点となる記ｄに定める途中流出出口をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる記ｄに定める阪神高速道路への再流入入口をＣ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、特定更新等工事を理由として、Ａ、Ｂ及びＣの走行により迂回走行し、Ｃにおいて特定更新等工事による迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にＤまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、ＢからＣまでの走行時間が３時間以内の場合に限る。

⒜　料金調整

ＡＢ間の利用距離とＣＤ間の利用距離を合算して、記２⑵②により算出した料金を適用する。この場合において、ＡＢ間の利用距離とＣＤ間の利用距離を合算した利用距離が、ＡＤ間の利用距離を超える場合は、ＡＤ間の利用距離により算出した料金を適用する。